

災害復旧工事等における入札・契約制度の特例措置について よくある質問

1 特例措置の対象である災害復旧工事等とはどんな工事ですか。

岡山県が発注する災害復旧工事及び当該災害を原因とする維持・改良等の工事を対象としています。

また、災害復旧工事等を発注する際には、特記仕様書に特例措置の対象工事である旨を明記するとともに、岡山県電子入札共同利用システムからダウンロードできる起工設計図書（鑑）に赤字で「令和〇年発生災害復旧工事等」と表示していますので、ご確認ください。

2 いつから適用されますか。

令和2年4月1日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積依頼を行う工事から適用します。ただし、専任の主任技術者の兼務緩和及び現場代理人の兼務拡大については、これ以前の工事であっても、災害復旧工事等に該当する場合には特例措置の対象となりますので、その工事が該当するかどうかについては発注者にお尋ねください。

なお、主任技術者の交代については、真にやむを得ない場合（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）の他は認めていません。

3 兼務に当たり提出する書類がありますか。

主任技術者を兼務する場合には、「主任技術者兼務届」を、現場代理人を兼務する場合には、これまでと同じく「現場代理人兼務届」を提出してください。

4 現在、県発注工事以外の公共工事に従事している主任技術者又は現場代理人を、県発注工事で兼務させることができますか。

国・市町村が発注した工事に従事している主任技術者又は現場代理人についても、特例措置の要件を満たす場合は兼務が可能です。なお、国・市町村によって兼務の取扱いが異なることから、兼務が可能であることを確認するため、国・市町村が県発注工事との兼務を承諾していることを証する書類（承諾書等）を「主任技術者兼務届」又は「現場代理人兼務届」に併せて提出してください。

5 現在、県発注工事に従事している主任技術者又は現場代理人を、国・市町村発注の工事で兼務させることができますか。

県発注工事に従事している主任技術者又は現場代理人についても、特例措置の要件を満たす場合は、国・市町村発注の工事で兼務が可能です。この場合には、県発注工事の監督員に「主任技術者兼務承諾申請書」又は「現場代理人兼務承諾申請書」を提出し、あらかじめ兼務の承諾を得てください。

なお、国・市町村によって兼務の取扱いが異なることから、県発注工事との兼務が可能か、事前にご確認ください。

6 既に契約済みの2～5件の工事について、これを1人の現場代理人に兼務させることはできますか。

特例措置の要件を満たしている場合には兼務可能です。その場合には、「現場代理人等の変更通知書」に併せて「現場代理人兼務届」を提出してください。

7 現場代理人を兼務する場合に、1件の工事の限度額がありますか。

現場代理人の兼務に当たって、工事1件ごとの限度額はありません。兼務する工事に災害復旧工事等が含まれる場合には、当初請負代金の合計が1.5億円未満であれば兼務可能です。

8 希望すれば、必ず現場代理人や主任技術者は兼務することができますか。

原則として、兼務の要件に該当していれば兼務を認めることとしていますが、工事現場の安全管理不徹底や現場体制不備等により事故が発生した場合等は、兼務を認めないこととしています。

9 工事着手までの準備期間が延長されますが、準備期間は工事ごとに異なるのですか。

災害復旧工事等の場合は、請負金額に関わらず一律で60日以内となります。受注者は、工事の準備をこの期間内に行い、60日が経過するまでに工事に着手し、以後は継続して作業を行わなければなりません。

なお、準備期間の延長に伴い、延長した期間に対応する日数を工期に加えることとしています。

10 専任の主任技術者が2件まで兼務できるようになりましたが、兼務する工事は元請工事のみに限られますか。

災害復旧工事等が含まれる場合は、専任の主任技術者が兼務する工事に元請・下請の区別はありません。元請工事の専任の主任技術者が下請工事の主任技術者(専任・非専任を問わない。)を兼務することは可能です。

11 現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務できることになりましたが、工事現場の地域などに制限はないのですか。

現場代理人の兼務と同じく、兼務する工事に災害復旧工事等が含まれ、かつ、それぞれの工事現場が同一の県民局(所管する地域事務所の管内を除く。)又は同一の地域事務所管内である場合に限り、現場代理人と主任技術者を兼務することができます。

なお、令和6年4月以降は、兼務する工事に災害復旧工事等が含まれない場合でも、上記の地域制限の他、兼務件数が3件以内であること、当初請負代金額の合計額が4,000万円未満(令和7年4月以降は、兼務する工事ごとの請負金額が4,500万円未満)であること等の要件を満たせば、県が発注する工事の現場代理人と他の工事の非専任の主任技術者と兼務することができます。